

## 函館市貯水槽清掃実施要領

### (目的)

第1 この要領は、「受水槽」以下の装置の清掃について必要な事項を定め、もって衛生的かつ安全な飲料水の供給を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において「貯水槽」とは、水道事業者から供給を受けるために設けられた（消防法第17条に規定する消防施設、もしくはまったく飲用に供されないものを除く。）受水槽、高置水槽、圧力水槽等をいう。

### (清掃実施時期)

第3 清掃の実施時期とは、それぞれ当該の貯水槽定期清掃時期のほか、地震、断水、減水、長期滞水その他異常があった場合に依じて行うものとする。

### (清掃従事者)

第4 貯水槽清掃は、次に掲げるいずれかの資格を有する者（以下「有資格者」という。）が行うものとする。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第5号の規定による事業の登録を受けた者

イ ビル管理法にかかる建築物環境衛生管理技術者

ウ 上記ア、イと同等の水槽の掃除に関する専門的な知識、技能を有すると認められる者

2 有資格者が補助者を必要とするときは、その監督のもとに、厚生労働大臣の定める研修を終了した者を従事させることができる。

### (器具の具備)

第5 清掃従事者が行う貯水槽の清掃を行うにあたっては、次に掲げる機具、その他の設備を有すること。

ア 揚水ポンプ

イ 高圧洗浄ポンプ

- ウ 残水処理機
- エ 換気ファン
- オ 防水型照明器具
- カ 色度計，濁度計及び残留塩素測定器
- キ その他清掃用具一式（ブラシ，バケツ等）

- 2 機械器具の保管場所は専用のものでし、衛生的に保管すること。
- 3 機械器具は、飲料水の貯水槽清掃専用のものであること。

（従事者の責務）

第6 清掃に従事する者は、次の事項に留意して清掃作業を行うこと。

- ア 作業者は、日常の健康保持に留意し、水道法およびビル管理法で定めるおおむね6ヶ月毎の検便を行い、その記録を1年間保存すること。
- イ 作業当日に健康状態が不良の者は、作業に従事しないこと。
- ウ 作業衣および使用器具は、貯水槽清掃専用のものですること。また作業にあたっては作業衣および使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- エ 作業直前に手足などの洗浄および消毒を行うこと。
- オ 貯水槽清掃を行うときには、設置者と十分な打ち合わせを行い、作業にあたっては支障のないようにすること。

（作業時の留意事項）

第7 作業にあたっては、次の事項に留意して行うこと。

- ア 貯水槽内の照明，換気等に注意して事故防止を図ること。
- イ 貯水槽内の沈積物質，浮遊物質，壁面等の付着物質等の除去，貯水槽周辺の清掃，給水に関する設備の点検および補修等を行うこと。
- ウ 受水槽の清掃を終えた後，高置水槽，圧力水槽の清掃を行うこと。
- エ 清掃従事者は，作業完了後，貯水槽設置者に対し，「貯水槽清掃報告書」を作成し，必要な事項を記載し報告すること。報告書は，5年間保管すること。

（貯水槽の清掃方法）

第8 貯水槽の清掃にあたっては，次の手続きにより行うこと。

(1) 受水槽

ア 受水槽周辺の床などの清掃

イ 受水槽上部のふたの清掃

ウ 水抜管（ドレン管等）の開栓

水抜管が底部に設置されている受水槽では，底部に沈殿している汚泥を水抜管を通して排水管に流し込まないように注意し，水位が受水槽吸水口を下回ったところまで（おおむね底部から15～20 cm位）で水抜管を閉めること。（完全に排水しないこと）

水抜管がない場合は，揚水ポンプを使用し排水を行うこと。

残水および汚泥については，残水処理機またはバケツ等で汲み取り排出すること。

エ 受水槽内の洗浄

内部の汚れが著しいときは，高圧洗浄機を利用して洗浄し，槽内を布等を用いて拭き取り消毒を行うこと。

オ 塗料または充てん剤により被覆等の補修を行う場合は，塗料または充てん剤を十分に乾燥させた後，水洗いおよび消毒を行うこと。

カ 貯水槽の清掃終了後，要領第8に定める消毒方法で貯水槽内の消毒を行い，消毒終了後は，消毒に用いた塩素剤等を完全に排除するとともに，貯水槽内に立ち入らないこと。

キ 貯水槽内の沈積物質，浮遊物質，壁面等の付着物質等の除去，洗浄を行った場合には，用いた水を完全に排除するとともに，貯水槽周辺の清掃を行うこと。

ク 貯水槽の水張り終了後，給水栓および貯水槽内における水について次に掲げる事項について検査を行い，当該各号に掲げる基準をすべて満たしているか確認すること。基準に満たしていない場合は，その原因を調査し，必要な措置を講ずること。

1	遊離残留塩素の場合	0.2ppm
	結合残留塩素の場合	1.5ppm
2	色 度	5度以下
3	濁 度	2度以下であること

4 臭 気 異常でないこと

5 味 異常でないこと

ケ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。

(2) 高置水槽および圧力水槽

先に受水槽の清掃を終えた後、高置水槽、圧力水槽の清掃を行うこと。また、受水槽を清掃した同日に清掃を行うこと。

作業手順については、上記（1）受水槽と同様とする。

（消毒）

第9 貯水槽内の消毒方法については、下記のとおりとする。

ア 消毒薬は有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力のある塩素剤を使用すること。

イ 消毒は、貯水槽内の全壁面、床および天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。

ウ 前記の方法により2回以上消毒を行うこと。

エ 消毒後の水洗いおよび貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。